「令和５年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」
公募型企画競争提案説明書

１　業務の名称

「令和５年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」

２　本書の目的

本書は、「令和５年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

３　業務内容

別紙「令和 5 年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

４　委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第９条１項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たすものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ　公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年第法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

エ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和６年３月 29 日（金）まで

(3) 事業規模（契約限度額）

1,000,000 円（消費税相当額を含む）

5　企画提案を求める項目

(1) 本業務を進めるにあたっての業務への理解度
(2) 本業務に類似する業務の実績
(3) 作成するラベルデザインのコンセプト及びデザイン
(4) 作成するラベルデザインの活用のしやすさ

6　スケジュール

(1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和５年12月22日（金）
(2) 質問受付・・・・・令和５年12月22日（金）～令和６年１月22日（月）
(3) 参加意向申出書提出期限・・・・・・・・・・・・令和６年１月29日（月）
(4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・令和６年１月29日（月）
(5) 書類審査・・・・・・・・・・・・・・・・・令和６年２月５日（月）（予定）
(5) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和６年２月13日（火）（予定）
(6) 結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和６年２月中旬（予定）
(7) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和６年２月下旬（予定）

7　参加意向申出書の提出

(1) 提出書類
参加意向申出書（様式１）　１部
(2) 提出期限
令和６年１月29日（月）　17時00分必着
(3) 提出方法
下記「12　問い合わせ先」あて郵送または持参
※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※　直接提出する場合は、平日の９時00分～17時00分に持参すること。
(4) 提出書類の入手方法
様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。
【札幌市公式ホームページ】
https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html

8　企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア　業務従事者一覧（様式２）　１部
イ　類似・関連業務等実績一覧（様式３）　１部
ウ　業務体制の概要および実施方法・スケジュール（様式４）
エ　企画提案書及び積算書（様式自由）
(ｱ)　表紙に提案者の団体名称を記載したもの　１部
(ｲ)　提案者を特定可能な情報が記載されていないもの　10 部
オ　上記エ(ｲ)の PDF データ（CD 又は DVD）　１部

(2)　留意事項
ア　企画提案書には、認定ラベルのデザイン（カラー及びモノクロ、縦組み・横組みの計４種類）の提案と、コンセプト説明を記載すること。また、ロゴの展開案があれば、その提案をしてもよい。
イ　同一の申込者からの提出は、２案までとする。
ウ　提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。
エ　積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

(3)　提出期限
令和６年１月 29 日（月）　17 時 00 分必着

(4)　提出方法
下記「12　問い合わせ先」あて郵送または持参
※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※　直接提出する場合は、平日の９時 00 分～17 時 00 分に持参すること。

9　質問及び回答方法

(1)　質問方法
質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式５）に質問の要旨を記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メールで送信すること。
タイトルは「札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務　質問書」とすること。
※　送付先メールアドレス　ki.downtown@city.sapporo.jp

(2)　質問書提出期限
令和６年１月 22 日（月）17 時 00 分必着

(3)　質問に対する回答方法
質問者に随時回答する。
その他、企画提案を受けるうえで広く周知をはかるべきと判断されるも

のは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

10　契約候補者の選定方法

(1) 審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者からなる「札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、１者を選定する。提案数が７案程度以上の場合、下記の審査基準により企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う企画提案を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

・　プレゼンテーションは１社約 10 分間（提案説明約５分、質疑応答約５分）を想定し、順次個別に行う。
・　出席者は３名以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。
・　プレゼンテーションの実施詳細については、別途通知する。

(3) 審査基準

下表のとおり。

(4) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の６割とし、最低基準点に満たない場合は契約候補者としない。

(5) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が２者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(6) 参加者が１者であった場合

最低基準点に満たない場合は不採択とする。

(7) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、全事業者が最低基準点に満たない場合は、契約候補者の選定を行わない。

(8) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合

には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

(9) 選定結果に係る疑義の申立て

ア　評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例（平成２年条例第23 号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

イ　疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

【書類審査及びプレゼンテーション審査共通基準】

項目・評価基準		配点
1　全般【20 点】		
(1) 業務への理解度		
	業務の目的に沿った企画提案となっているか。	10 点
(2) 類似業務の実績		
	委託業務の実行力を示す類似業務の実績及びノウハウを有しているか。	10 点
2　企画提案内容【80 点】		
(1) コンセプト		
	先進的なエネルギー利用の取組がイメージされやすいものになっているか。	20 点
(2) デザイン		
	一見して人々の心を掴むような、視覚的に惹きつけ強く印象に残る工夫がなされているか。	20 点
	独創性が高く、かつ札幌らしさを表現し、他と類似しないオリジナリティを感じさせるか。	20 点
(3) 活用のしやすさ		
	建物への掲出やイベントでの情報発信など、積極的なＰＲに活用しやすいデザインとなっているか。	20 点

11　企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

(2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実

施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

(3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 その他

(1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。

(3) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。またその後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを承諾することとする（複製及び必要な改変を含む）。

(4)札幌都心Ｅ！まち開発推進制度については、下記URL参照のこと。

https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/e_machi_system.html

13 問い合わせ先

〒060－8611
札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）
札幌市まちづくり政策局
政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
担当：曽根、菅原
TEL：011-211-2692　　FAX：011-218-5112

（様式１）

参加意向申出書

令和５年(2023年)　　月　　日

札幌市長　秋元　克広　様

所　在　地

会　社　名

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記業務の公募型企画競争について、参加を希望いたします。
また、提案説明書に記載の参加資格を満たしていることを誓約し、別添のとおり必要書類を提出します。

記

１　業務の名称
　令和５年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務

２　添付書類
(1) 業務従事者一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式２）
(2) 類似・関連業務等実績一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式３）
(3) 業務体制の概要および実施方法・スケジュール（A4判、片面印刷、必要枚数、様式４）
(4) 企画提案書（A4判縦づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由）
(5) 業務費内訳書（積算書）（A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由）
(6) 上記(4)及び(5)のPDFデータ　（CD-RまたはDVD-R)

（担当者）部　署：
氏　名：
電話番号：
Ｅ-mail：

（様式２）

業　務　従　事　者　一　覧

担当者（協力者） 氏名	会社（協力社）名、 所属名および役職名	専門分野	主要実績、資格等（簡潔に）
総括責任者			

※　業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（〇）を付けること。

（様式３）

類似・関連業務等実績一覧

委託者 （都道府県・市町村名）	受託内容

※　できるだけ具体的に記載すること。直接受託したもの以外に、共同参画するなどかかわったプロジェクトや技術の提供を受ける協力企業等を記載しても構わない。

（様式４）

業務体制の概要および実施方法・スケジュール

※　協力会社等も含めた業務の作業分担、人数などの処理体制および本業務に対する基本的な考え方、業務を担当するチームの特徴、特に重視する検討上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）、その他業務実施上の配慮事項等について記載する。

（様式５）

「令和５年度　札幌都心Ｅ！まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務」企画提案に係る質問書

<table>
<tr><td rowspan="2">質問者</td><td>団体名称</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>担当者名

ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-Mail：</td></tr>
<tr><td>質問内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

この事業で企画提案するに当たり質問事項があれば、令和６年１月22日（月）17時00分までに必ずこの様式によりFAX又はE-mailで送付してください。電話や口頭での質問は受け付け致しません。

送付先：札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室　曽根・菅原

FAX：011-218-5112

E-mail：ki.downtown@city.sapporo.jp